

○ 国民目線の緊急事態条項の条文イメージ（素案）（条文における傍線部分は「平成三十年 条文イメージ（たたき台素案）」との相違点）

改正案のイメージ（素案）

平成三十年 条文イメージ（たたき台素案）

第八章の二 災害緊急事態

【緊急事態フェーズに移行し、災害から国民を守る】

いざ災害緊急事態が発生したときは、国や地方自治体は、「平時」から「緊急事態フェーズ」に切り替え、災害から国民の生命・身体・財産を保護するための措置を講ずる必要がある。そこで、「緊急事態フェーズ」の特別規定について「災害緊急事態」の章を新設してまとめて規定することとした。

第九十五条の二 国及び地方公共団体は、大地震、感染症の大規模なまん延その他の異常かつ大規模な災害が発生したとき

は、その災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、万全の措置を迅速に講じなければならない。

② 国は、前項の措置を講ずるに当たっては、地方公共団体の事情に十分に配慮するとともに、地方公共団体と密接な連携を図らなければならない。

【災害緊急事態として「感染症の大規模なまん延」を明示】

・災害緊急事態に、今後も相当な確率で発生することが想定されている大地震に加えて、新型コロナウイルス感染症のまん延のようなケースも含まれることを明確にするため、「大地震、感染症の大規模なまん延その他の異常かつ大規模な災害」を明示した。

【万全かつ迅速な措置】

・「国民目線」に立つて、災害緊急事態が発生した場合に、国・地方自治体

（参考）

第七十三条の二 大地震その他の異常かつ大規模な災害により、国会による法律の制定を待ついとまがないと認める特別の事情があるときは、内閣は、法律で定めるところにより、国民の生命、身体及び財産を保護するため、政令を制定することができる。

② （略）

に対し、災害から国民の生命・身体・財産を保護するために「万全の措置を迅速に講じる義務を課した。これにより、例えば、災害緊急事態発生時に、給付金を迅速に国民の手元に届けることが要求される。

・また、緊急事態の発生時に「万全の措置」を「迅速に講ずる」責務を十全に果たすためには、その前提として、平時から国や地方自治体が必要な備えをしておくことも当然に要求される。

**【国と地方の十分な連携による対応】**

・地方自治体が万全かつ迅速な措置を行えるよう、国に対して、各地方自治体が抱える諸事情に十分に配慮する義務を課した。これにより、国民の生命・身体・財産の保護に必要な権限や財源を地方自治体に移譲するなどの対応も求められる。加えて、国が地方自治体と密接に連携して対応することを義務付けることにより、事態の推移に応じ、国民を保護するため不可欠と判断される場合には、国が前面に出る対応がむしろ求められることにもなる。

**第九十五条の三 前条第一項に規定する場合において、衆議院**

議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の適正な実施が困難であると認めるときは、国会は、法律で定めるところにより、各議院の出席議員の三分の二以上の多数で、その任期の特例を定めることができる。

**【国会議員の任期特例】**

・災害緊急事態において、国が迅速に万全の措置を行うためには立法機能や予算議決機能を担う国会の機能の維持が必要である。そこで、「国会による万全の措置」を保障するため、「国会議員の任期特例」を定めた。その上で、濫用を防止するため、各議院の出席議員の三分の二以上の特別多数による議決を必要とした(以上、「条文イメージ」(たたき台素案)の内容を継承)。

**第六十四条の二 大地震その他の異常かつ大規模な災害により、衆議院**

議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の適正な実施が困難であると認めるときは、国会は、法律で定めるところにより、各議院の出席議員の三分の二以上の多数で、その任期の特例を定めることができる。

(※国会の章の末尾に特例規定として追加)

第九十五条の四 第九十五条の二第一項に規定する場合において、国会による法律の制定又は予算の議決を待ついとまがないと認める特別の事情があるときは、内閣は、法律で定めるところにより、災害緊急事態の宣言をした上で、国民の生命、身体及び財産を保護するため、必要な範囲内に限り、政令を制定し、又は財政上の支出その他の処分を行うことができる。

② 内閣は、前項の政令を制定し、又は財政上の支出その他の処分を行つたときは、法律で定めるところにより、速やかに国会の承認を求めなければならない。

【緊急政令及び緊急財政支出】

・国が万全かつ迅速な措置を講じるためには、必要な法律の制定や財政支出をスピーディーに行うことが欠かせず、さらには、国会が機能を果たせなくなる事態も想定しなければならない。この点、地方自治体には、このような場合に備えて、首長の「専決処分」が、議会の事後承認も含めて設けられている。そこで、「専決処分」と同様の制度を国にも認めることとし、内閣が緊急政令の制定及び緊急財政支出を行えるようにした。

【災害緊急事態の宣言による「緊急事態フェーズ」への移行の明示】

・また、「緊急事態フェーズ」への移行を明らかにするため、法律で定めるところにより、「災害緊急事態の宣言」をした上で、緊急政令の制定等を行うこととした。

【国民を守るための緊急事態対応と濫用防止】

・この措置は、いずれも、災害から国民の生命・身体・財産を保護するためのものであって、決して国家権力それ自体を守るために行はずべきではない。当然のことではあるが、その旨も条文に明記している。また、あ

(一部再掲)

第七十三条の二 大地震その他の異常かつ大規模な災害により、国会による法律の制定を待ついとまがないと認める特別の事情があるときは、内閣は、法律で定めるところにより、国民の生命、身体及び財産を保護するため、政令を制定することができる。

② 内閣は、前項の政令を制定したときは、法律で定めるところにより、速やかに国会の承認を求めなければならない。

(※内閣の事務を定める第七十二条の次に追加)

くまで必要な範囲内に限って行えることとしたり、事後的な国会の承認を必要とするなど、濫用を防止するための措置も規定している。